

家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

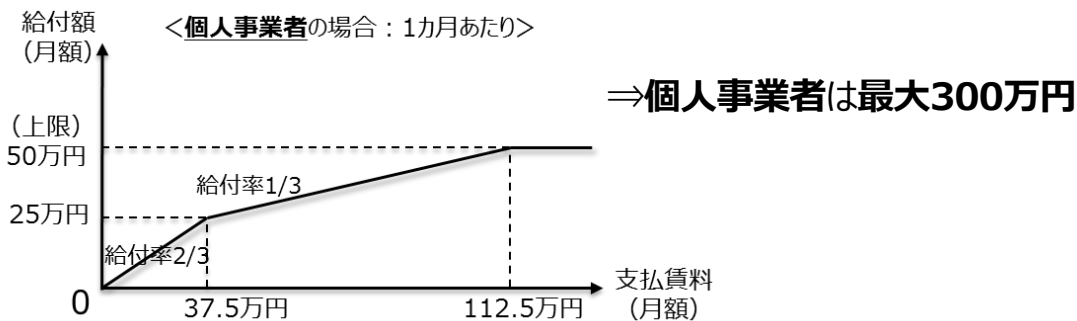
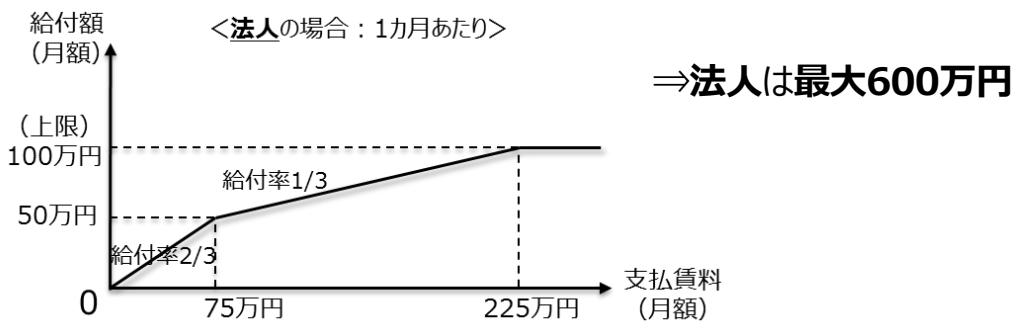
【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ① いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ② 連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）の6倍（6カ月分）。



【申請サイト】

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

また、よくあるご質問を

<https://yachin-shien.go.jp/faq/index.html>

にまとめておりますので、ご参照ください。



※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。

家賃支援給付金

【申請サポート会場】

家賃支援給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」を開設しています。

「申請サポート会場」の一覧は、こちらをご覧ください。

https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/support_list.pdf



「申請サポート会場」では、「申請補助シート」に基づいて、補助員が電子申請の入力サポートを行います。ご記入の上、申請サポート会場までお持ちください。

なお、「申請サポート会場」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、事前の来訪予約が必要となっています。

申請補助シートの印刷や来訪予約は、こちらをご覧ください。

<https://yachin-shien.go.jp/support/index.html>



上記サイトからのご予約を基本としていますが、インターネットを利用したご予約が難しい方向けに電話予約も受け付けています。会場・商工会議所へのお問い合わせはご遠慮ください。電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

「家賃支援給付金 申請サポート会場 電話予約窓口」

0120-150-413 受付時間：9:00～18:00（土日・祝日を含む）

【資料のダウンロード】

申請要領や給付規定、その他申請に必要な書類は、

<https://yachin-shien.go.jp/downloads/index.html>

からダウンロードすることができます。



【重要なお知らせ】

家賃支援給付金の申請期限は、当初、令和3年1月15日までとしておりましたが、令和3年1月以降の新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、令和3年2月15日（月）24時まで申請期限を延長しました。まだ申請がお済みでない方は、申請書類の準備が困難であったことについて、簡単な理由を添付して、2月15日の申請期限までに申請を完了ください。

詳細については以下のページよりご確認ください。

https://yachin-shien.go.jp/news/20210114_02/index.html



【お問合せ先】

家賃支援給付金 コールセンター

TEL：0120-653-930 時間：8:30～19:00（土・祝日除く）